

議案 第111号

【子ども家庭支援部子ども政策課】

港区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

本案は、国の「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」の一部改正に伴い、規定を整備するものです。

【省令改正の背景】

国の「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」について、特別利用教育[※]の基準の規定を整備する改正が行われました。

【条例改正の内容】

特別利用教育の基準について、規定を整備します。

※特別利用教育とは、満3歳以上で保護者の就労や疾病等により家庭での保育が困難な子どもが地域に保育園等がなく入園できないため、幼稚園において教育を受けることをいいます。

【施行期日】

公布の日